

広労雇均発 0720 第 1 号
令和 3 年 7 月 2 7 日

公益社団法人広島県労働基準協会会長 殿

広島労働局雇用環境・均等室長



育児・介護休業法の改正にかかる周知について（御依頼）

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、改正育児・介護休業法が令和 3 年 6 月 9 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から順次施行されることとなりました。

主な改正点および施行日は下記のとおりであり、このうち②および④が令和 4 年 4 月 1 日に施行されます。

つきましては、別添のとおり周知用リーフレットおよび周知文例を送付いたしますので、関係者への配布、機関紙等への掲載により、事業主の皆様への周知に御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

1. 改正内容の主なポイント

- ①出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得することができるようになること
- ②雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務となること
- ③育児休業を分割して取得可能となること
- ④有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されること
- ⑤育児休業取得状況の公表が義務になること（労働者数 1,000 人超の企業のみ）

2. 施行日

- ①および③ 公布後 1 年 6 か月以内の政令で定める日
- ②および④ 令和 4 年 4 月 1 日
- ⑤ 令和 5 年 4 月 1 日

以上

